

人権に関する主な相談窓口 お気軽にご相談ください。

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場所	相談日(受付時間)	電話番号
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	家庭児童相談員 母子・父子自立支援員	子育て総合支援センター (専用電話相談)	毎日(年末年始を除く) 9:15~18:00	0800-200-7114 (通話無料)
	教育相談	小・中学校の児童・生徒の心の悩みに関する相談	教育相談員	教育総合研究所 (スピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00 土 9:00~12:00 (来所相談は要予約)	74-6666
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (木森町5-1458-10)	(来所相談) 月~金 8:30~17:15 (虐待通告)24時間対応	78-4838 (全国共通ダイヤルは3桁の番号)189
	子どもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など子どもをめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	0120-007-110 (全国共通・無料)
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (スピアセンター 学習館1階)	水・金・土 9:00~17:00 (受付は16:00まで) ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付)47-8549
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月~金 9:00~16:00	81-4111 (内線)2470
	女性の人権ホットライン	DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性をめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などの相談に関する事	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員	市役所高齢福祉課(1階) 総合福祉会館(馬場町124) 在宅福祉サービスステーション(今宿5-1-4) 上石津老人福祉センター悠楽苑(上石津町牧田4780) お勝山ふれあいセンター(牧野町2-150-1) 中川ふれあいセンター(中川町4-668-1)	月~金 8:30~17:15 (土・日・祝日・夜間は、携帯電話に転送)	(安井・津本・浅草・川並) 82-1166 (興文・東・西・南・南東・日新・静里・椋里・秀崎) 77-2255 (和合・三城・墨保) 84-7111 (上石津) 48-0068 (宇留生・赤坂・青墓) 71-5536 (北・中川) 82-1701
障がい者	障がい者生活支援センター(身体障がい者)	身体障がい者とその家族のための相談、福祉サービスの支援など	社会福祉士・身障相談員などの専門職員	総合福祉会館(馬場町124)	月~金 8:30~17:15 土 9:00~15:30 (日・夜間は携帯電話対応)	月~金 75-0183 土 78-8181(内線)200 (携帯電話)090-7918-0400
	柿の木荘(知的障がい者)	福祉サービスの利用や就労に関する事などの相談	相談支援専門員	柿の木荘(古宮町397-1)	月~金 8:30~17:15 (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503 (携帯電話)090-9122-6130
	地域活動支援センターせせらぎ(精神障がい者)	日常生活の支援や日常的な相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ(中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521
部落差別	人権擁護推進室	部落差別に関する事	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(2階)	月~金 8:30~17:15	47-8576
外国人	ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月~金 8:30~17:15	47-8562
	英語による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員	市役所まちづくり推進課(2階)	月~木 8:30~17:15	47-8546
	中国語による相談	日常生活全般の相談	中国語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	金 9:00~17:00	47-8546
	外国人相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	大垣国際交流協会(スピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30~17:15	82-2311
	外国人相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	大垣国際交流協会(スピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30~17:15	82-2311
感染者等	エイズ・梅毒相談 エイズ・梅毒検査	エイズ・梅毒に関する不安・心配 HIV抗体検査・梅毒抗体検査	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3・西濃総合庁舎)	(電話相談)月~金 9:00~17:00 (検査日:要予約・電話可) 第1・3火 8:45~10:15 第3火 16:45~17:45	73-1111 (内線)276
人権全般	人権よろず相談	差別や虐待、パワハラなどの様々な人権問題	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(2階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨保地域事務所相談室(2階)	毎月第3金曜日 13:00~16:00 奇数月第2水曜日 9:30~11:30 奇数月第3木曜日 13:00~16:00	47-8576 45-3111 62-3111
	人権相談(常設相談所)	差別や虐待、パワハラなどの様々な人権問題	人権擁護委員 法務局職員	岐阜地方務局大垣支局(丸の内1-19)	月~金 8:30~17:15	0570-003-110 (みんなの人権110番 全国共通ナビダイヤル)

※相談日は、祝日・年末年始などで休みとなる場合がありますので、事前にご確認のうえ、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止となる場合がありますので、事前に各担当機関等へお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部人権擁護推進室 まで
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

人権Letter

No.27
令和3年10月
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

ワクチンを接種しない人・できない人への配慮を

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、現在、国は、ワクチン接種を推奨しています。しかし、接種は強制ではありません。その効果と副反応のリスクを考慮して接種を望まない人や、病気などさまざまな事情から接種できない人もいます。こうした人たちに対して、差別や不当な扱いをする「ワクチンハラメント」が新たな問題となっています。

あなたはしていませんか？

接種の強制

接種をしないことダメだよ

接種しない理由をしつこく聞く

なんで接種をしないの？

接種しないことを理由にした退職勧告・部署異動

働けないよ

接種の有無がわかる名簿の張り出し

氏名	受けた
□□□□	○
□□□□	×
□□□□	×
□□□□	○

ワクチン接種に関連したこのような差別的行為は許されません。ワクチン接種に関連した差別を行わないよう、正しい情報を入手し、冷静な行動を心がけましょう。あわせて、感染者やその家族への「思いやり」と医療従事者等への「感謝」を忘れず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。

大垣市新型コロナウイルス感染予防
~感染拡大 生命を守る行動を!~

身のまわりの人権問題を意識しましょう

人権は、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であり、私たちが幸せに生きるためのものです。しかし、現在、人権をめぐるさまざまな問題が生じています。みなさんの身のまわりでは、どのような人権問題が起きていますか？ 国は人権問題解決のため、次の17のスローガン（啓発活動強調事項）を掲げています。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障がいや理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別（同和問題）を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



人権問題は、誰もがその当事者になる可能性があります。誤った認識をもったり、うわさを信じることで、無意識のうちに差別や偏見をもってしまうたり、逆に、自分がいわれのない差別や偏見の被害者になったりします。

誰もが、人権は日常生活で一番の基本ルールであるという認識をもつことで、差別や偏見はなくなり、市民一人ひとりの人権が尊重される社会が実現するのではないのでしょうか。

リボンから人権問題を考えてみましょう

スーツの襟などに留められたカラーリボンを見たことはないでしょうか？これはアウェアネスリボンと呼ばれ、社会運動に対してさりげなく支援・賛同を示すものです。リボンの意味は色によって異なります。ここでは人権問題に関連するリボン運動をいくつか紹介します。リボンから人権問題を考えてみませんか。

オレンジリボン：子ども虐待防止のシンボル

～ 11月は児童虐待防止月間です ～

オレンジリボン運動は、国内で平成16年に起きた児童虐待事件をきっかけに始まった運動です。現在は、NPO法人「児童虐待防止全国ネットワーク」が中心となり、子ども虐待をなくす活動を展開しています。

詳しくは、児童虐待防止全国ネットワークのサイトをご覧ください。
<http://www.orangeribbon.jp/>



パープルリボン：女性に対する暴力根絶のシンボル

～ 11月12～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です ～

パープルリボン運動は、平成6年にアメリカで性暴力や虐待の女性被害者が始めた運動に由来しており、現在は、世界40か国以上が参加しています。日本では、NPO法人「全国女性シェルターネットワーク」が中心となり、「すべての女性に対する暴力」の根絶をめざして活動を展開しています。

詳しくは、内閣府男女共同参画局のサイトをご覧ください。
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html



レッドリボン：エイズ患者に対する理解と支援のシンボル

～ 12月1日は、世界エイズデーです ～

レッドリボン運動は、昭和末頃のアメリカで、エイズで亡くなったアーティスト達への追悼の気持ちとエイズに苦しむ人々への理解と支援の意思を示すために始まった運動です。日本では、公益財団法人「エイズ予防財団」が中心となって、エイズに関する正しい知識を広める活動を展開しています。

詳しくは、エイズ予防財団のサイトをご覧ください。
<https://www.jfap.or.jp/publication/>

